

第7回 那賀川流域治水協議会 議事概要

1. 日時：令和6年3月8日(金) 14:00～15:00

2. 場所：阿南市役所 3階 303・304会議室

3. 協議会構成員

阿南市	市長	岩佐 義弘	
小松島市	市長	中山 俊雄	
那賀町	町長	橋本 浩志	
徳島県	県土整備部長	松野 秀生	
徳島県	農林水産部長	中藤 直孝	
徳島県	南部総合県民局県土整備部長		川口 陽一郎
徳島県	南部総合県民局農林水産部長		伏谷 茂
中国四国農政局	那賀川農地防災事業所長		小野寺 晃宏
四国森林管理局	徳島森林管理署長		尾山 真一
森林整備センター	徳島水源林整備事務所長		橋本 直樹
気象庁	徳島地方气象台長		大久保 忠之
四国地方整備局	那賀川河川事務所長		安永 一夫
徳島県企業局	事業推進課 施設基盤整備室長		大森 孝 (オブザーバー)
四国電力(株)	徳島支店技術部次長		井櫻 政泰 (オブザーバー)

4. 配付資料

議事次第

- (資料1) 那賀川流域治水協議会 規約(案)
- (資料2) これまでの取り組みと今後の進め方
- (資料3) 那賀川水系流域治水プロジェクトの取組状況
- (資料4) 桑野川の特定都市河川指定を視野に入れた取組状況
- (資料5) その他(那賀川水系流域治水プロジェクト2.0の公表、流域治水の自分事化)

5. 議事

- 1) 規約改定 第4条 幹事会の構成を追加するとともに、別表2 幹事会構成員を追加した。第6条に幹事会は原則非公開であり、結果を協議会へ報告する旨を追加した。
- 2) これまでの取り組みと今後の進め方、那賀川水系流域治水プロジェクトの実施状況、那賀川流域治水プロジェクトの実践と深化、那賀川水系流域治水プロジェクト2.0の公表等について議論を行った。

6. 挨拶及び主な意見

【挨拶】

・阿南市（岩佐）

令和5年度を振り返ってみると、線状降水帯が発生する等、全国至る所で集中豪雨による被害が発生している。桑野川においては、昨年6月の台風2号による出水により、大原観測所において氾濫危険水位に到達し、床下浸水被害が出ているような状況であった。

他県と比べると幸いにもその被害は小さく抑えられているように思うが、これも先人の皆様のご苦勞による、治水対策があつてのこと。しかしながら、那賀川流域においてもいつどこで他県のような大規模な浸水被害が発生しても不思議ではない状況と考えている。

本協議会の目的である流域治水の計画的な推進に関して、まずは構成委員の皆様全員で危機感を共有していくことが非常に重要であると感じている。本日の会議では、那賀川水系流域治水プロジェクトに関する関係機関の取り組み状況や今後の方針について共有いただき、流域治水の実践と進化につなげていただくことをお願いしたい。

【主な意見】

・那賀川河川事務所（安永）

各構成委員の皆様のお陰で、流域治水プロジェクトに位置づけのある流域治水対策について、少しずつではあるがハード・ソフトともに進捗しており、これからもぜひ継続していただきたい。一方で、対外的にその進捗を示す1つとして、全国109水系で統一して設定されている指標値があり、各指標値における取組の実施件数を増やしていくというのが一つの大きなテーマにもなっている。

現在、実施件数が0の部分に着目すると、「流出抑制対策の実施」、「立地適正化計画における防災指針の作成」、「避難のためのハザード情報の整備」における「内水浸水想定区域」、「山地の保水機能向上及び土砂・流木の災害対策」における「砂防関連施設の整備数」の合計4つの指標値が0となっている。

「砂防関連施設の整備数」に関しては、令和4年度完成分のうち、施工中の施設が含まれており、今後「1」となる見込みがある。また、「立地適正化計画における防災指針の作成」についても、小松島市の取組が進んでいるということで、向上する見込みがある。また、「内水浸水想定区域」については、令和7年までに実施することが目標となっているため、小松島市、阿南市において進めていただいているということで、着々と進んで行くものと思われる。

一方で、進捗が見込めないものが、「流出抑制対策の実施」ということで、これは、学校の校庭貯留・地下貯留等の雨水貯留浸透施設の整備数が該当し、非常に難しいということは重々承知している。ただ、最近では学校再編等でプール等の扱いをどうするか、あるいは、ため池の維持管理が難しく潰す予定があるといった話を耳にする。これら既存ストックを有効活用して貯留施設として活用できないかと考えており、来年度の幹事会においては、その辺りについて議論いただきたい。いずれにしてもプロジェクトについては十分に進んでいると思う。

- ・徳島県県土整備部（松野）

特定都市河川指定後には河川整備だけでなく、まちづくりの観点から実施する事業がある。

その中でも特に、雨水貯留浸透施設の整備（法第 11 条）については、民間事業者あるいは、自治体が主体となるまちづくりの中で一定のご協力をいただく場面があるかと思う。これについては、「都市計画法に基づく開発許可」の制度に基づき、地域の実情に応じて、その許認可事務を県が行ったり、基礎自治体である市町が行ったりと全国においても悩みながら進めている。（権限移譲）

徳島県の見解としては、知事も度々発言しているように、「まちづくりの主体は基礎自治体である」という中で、今後、特定都市河川の指定やその後の計画策定に向けて検討を進めていくのであれば、特に阿南市と県との役割分担について、まちづくりの観点から協働していくことが重要と考える。

- ・那賀川河川事務所（安永）

既存の流域治水プロジェクトは「戦後最大と同規模の洪水を安全に流す」ことを目的としていた。既存の流域治水プロジェクトについても継続して取り組むが、それに加えて、気候変動を考慮した少し大きめの外力（戦後最大洪水の雨の 1.1 倍の外力）を想定して取り組むのが「流域治水プロジェクト 2.0」である。これは那賀川水系のみならず、全国の 109 水系で作成しており、この 3 月末の公表を予定している。

最後に紹介した「流域治水の自分事化検討会」における提言事項についても、今後、全国的に行うものとなっているが、那賀川流域においては、既に、流域治水に関する理解や共感、動機づけを目的とした「関係住民等の流域治水への理解を深める取組」を行っておりこの取組そのものが流域治水の自分事化である。

- ・那賀町（橋本）

流域治水プロジェクト 2.0 の位置図について、黄色で着色している箇所が、既存の流域治水プロジェクトからの追加箇所と思われるが、どこがどう変わったのかわかりづらいため、公表の仕方を工夫した方がよいのではないかと。

7. 結果等

- ・規約の改正について了承。
- ・那賀川流域治水プロジェクトの更新版及び流域治水プロジェクト 2.0 については、資料が整い次第、各機関で確認を行う。
- ・関係住民等の流域治水への理解を深める取組を継続して行うことについて同意。
- ・支川桑野川において流域治水関連法に基づく特定都市河川指定を視野に入れ、ロードマップ作成に向けた検討を進めることで、那賀川水系流域治水プロジェクトを確実に実践・深化させ、流域全体の治水安全度の向上を目指すことに合意。

以上